

昭和四十九年運輸省・建設省令第一号

公有水面埋立法施行規則

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）及び公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、公有水面埋立法施行規則を次のように定める。

（埋立免許の出願）

第一条 公有水面埋立法（以下「法」という。）第二条第二項の願書の提出は、別記様式第一によるものとする。

（願書の添付図書）

第二条 法第二条第三項第一号から第四号までの図書は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一 法第二条第三項第一号の図面

- イ 一般平面図 縮尺二万五千分の一以上の地形図（縮尺二万五千分の一以上の地形図がない場合に於ては、縮尺五万分の一以上の地形図とする。）に埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域（以下「埋立区域等」という。）を表示すること。
- ロ 実測平面図 縮尺は、二千五百分の一以上とし、埋立区域等、埋立区域等にある工作物の位置並びに埋立区域等の周辺の地形及び工作物の位置を表示すること。
- ハ 求積平面図 埋立区域等の面積を算出した方法を表示すること。
- ニ 海図 埋立区域等が海面である場合において、埋立区域等を表示すること。
- ホ 区域分割実測平面図（埋立てに関する工事の施行区域を二以上の区域に分割する場合に限る。） 実測平面図にそれぞれの分割された区域を表示すること。
- ヘ 区域分割求積平面図（埋立てに関する工事の施行区域を二以上の区域に分割する場合に限る。） それぞれの分割された区域の面積を算出した方法を表示すること。

二 法第二条第三項第二号の図書

- イ 埋立地横断面図 縮尺は、横二千五百分の一以上、縦百分の一以上とすること。
- ロ 埋立地縦断面図 縮尺は、横二千五百分の一以上、縦百分の一以上とすること。
- ハ 工作物構造図 縮尺は、百分の一以上とし、護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の構造を表示すること。
- ニ 設計概要説明書 設計の概要についての説明を記載すること。

三 法第二条第三項第三号の資金計画書 埋立てに関する工事に要する費用の額及びその明細並びに当該費用に充てる資金の調達方法を記載すること。

四 法第二条第三項第四号の書面 別記様式第二により作成すること。

第三条 法第二条第三項第五号の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 個人にあつては、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し
- 二 法人（公共団体を除く。次号において同じ。）を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者（以下「発起人等」という。）の名簿
 - ハ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類
- 三 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為の謄本及び登記事項証明書
 - ロ 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 四 直前三月以内に撮影した埋立区域等の写真
- 五 埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書
- 六 埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類
- 七 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面
- 八 環境保全に関し講じる措置を記載した図書
- 九 公共施設の配置及び規模について説明した図書
- 十 公有水面埋立法施行令（以下「令」という。）第七条に規定する法人にあつては、同条第二号に適合することを証する書類
- 十一 法第四条第三項の権利を有する者がある場合にあつては、その者の同意を得たことを証する書類又は同意が得られない旨及びその事由を記載した書類
- 十二 公有水面の利用に関して設置した施設で埋立てのためにその効用が妨げられるものがある場合にあつては、当該施設の種類及び設置者を記載した書類

（出願名義の変更等の届出）

第四条 令第一条第一項の規定による国土交通省令で定める新出願人に関する事項は、氏名又は名称、職業及び住所並びに法人を設立しようとする発起人等にあつてはその旨並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所とする。

2 令第一条第一項の規定による届出をしようとする者は、届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 新出願人に関する前条第一号、第二号又は第三号の書類
- 二 出願の年月日及び埋立区域等を記載した書類
- 三 出願名義の変更の理由を記載した書類
- 四 新出願人に関する埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を記載した書類及びこれを証する書類

3 令第一条第二項の規定による国土交通省令で定める相続人に関する事項は、氏名、職業及び住所とする。

4 令第一条第四項において準用する同条第二項の規定による国土交通省令で定める事項は、名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所とする。

5 第二項の規定は、令第一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による出願の承継の届出について準用する。この場合において、第二項中「新出願人」とあるのは「承継人」と、「出願名義の変更」とあるのは「出願の承継」と読み替えるものとする。

（公共施設の配置及び規模に関する技術的細目）

第五条 法第四条第一項第四号の公共施設のうち、道路、公園、緑地及び広場並びに排水施設の配置及び規模に関する同条第二項（法第十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の技術的細目は、次に掲げるものとする。

- 一 道路は、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、通行の安全上、環境の保全上、災害の防止上又は事業活動の効率上適切な配置及び規模で設計されていること。

- 二 公園、緑地及び広場は、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、環境の保全上又は災害の防止上適切な配置及び規模で設計されていること。
 - 三 排水路、終末処理施設その他の排水施設は、埋立地の規模、用途、区画割、周辺の状況及び降水量を勘案して、汚水及び雨水を有効に排出できるような配置及び規模で設計されていること。
- (埋立地の処分方法等に関する技術的細目)

第六条 法第四条第一項第五号の埋立地の処分方法及び予定対価の額に関する同条第二項（法第十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の技術的細目は、次に掲げるものとする。

- 一 埋立地の処分の相手方（国及び公共団体を除く。次号において同じ。）の選考方法が適正であること。
- 二 埋立地の処分の相手方が埋立地の用途に従い自ら利用すると認められる者であること。
- 三 埋立地の予定対価の額は、埋立地の処分により出願人が不当に受益しないものであること。

(出願事項の変更等の許可の申請)

第七条 法第十三条ノ二第一項の規定による許可の申請は、別記様式第三の申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 埋立区域の縮小にあつては、第二条及び第三条第四号から第九号までの図書
- 二 埋立地の用途の変更にあつては、第二条第四号並びに第三条第七号から第九号までの図書
- 三 設計の概要の変更にあつては、第二条第二号から第四号まで及び第三条第五号から第九号までの図書
- 四 埋立てに関する工事の着手及び竣功の期間の伸長にあつては、第二条第一号ロ、第三号及び第四号並びに第三条第四号及び第六号の図書

(埋立権の譲渡の許可の申請)

第八条 法第十六条第一項の規定による許可の申請は、別記様式第四の申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 譲受人に関する第三条第一号、第二号又は第三号の書類
- 二 譲渡契約書の写し
- 三 譲渡価額の算定の基礎を記載した書類
- 四 譲渡の時までの埋立てに関する工事に要した費用の額及び譲渡後の埋立てに関する工事に要する費用の額の明細書
- 五 譲渡後の埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類

(埋立権の承継の届出)

第九条 法第二十条の規定による届出は、別記様式第五の届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第十七条第一項の場合にあつては、相続同意証明書又は相続証明書及び戸籍謄本
- 二 法第十八条、第十九条又は第十九条の二の場合にあつては、法人の登記事項証明書

(埋立権の譲渡の許可又は承継の届出の告示)

第十条 令第二十四条の規定による国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 譲渡の許可又は承継の年月日
- 二 埋立権の譲渡人及び譲受人又は埋立権の承継人及び被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
- 三 法第十一条の埋立ての免許の告示の年月日及び番号

(竣功認可の申請)

第十一条 法第二十二條第一項の規定による竣功認可の申請は、別記様式第六の申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- 一 実測平面図 縮尺は、二千五百分の一以上とし、申請時における埋立区域等を表示すること。
- 二 求積平面図 申請時における埋立区域等の面積を算出した方法を表示すること。

(竣功認可の告示の日前の埋立地の工作物設置の許可の申請)

第十二条 法第二十三条第一項ただし書の規定による許可の申請は、別記様式第七の申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- 一 工作物の設置に係る埋立地の区域を表示した図面
- 二 工作物の設計図
- 三 埋立区域の埋立ての現況を表示した図面

(埋立地に関する権利の移転又は設定の許可の申請)

第十三条 法第二十七条第一項の規定による許可の申請は、別記様式第八の申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 権利の移転又は設定に係る埋立地の区域を表示した図面
- 二 権利の移転又は設定の契約書の写し
- 三 権利の移転又は設定に係る埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面

(埋立地の用途変更の許可の申請)

第十四条 法第二十九条第一項の規定による許可の申請は、別記様式第九の申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、用途変更に係る埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面を添付しなければならない。

(工事施行区域が一の都道府県の区域又は一の指定都市の区域を超える場合の願書等の提出)

第十五条 埋立てに関する工事の施行区域が一の都道府県の区域又は一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域を超える場合における法及び令の規定による出願、申請又は届出は、当該施行区域に係る同一の願書、申請書又は届出書を関係都道府県知事又は関係指定都市の長にそれぞれ提出してしなければならない。

(国の支援)

第十五条の二 令第三十二条第一号ただし書の規定による国土交通省令で定める国の支援がなされたものは、次に掲げるものとする。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第三項及び第四項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）附則第六項、失効前の沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）附則第九条第一項又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第四条第一項の規定による無利子の貸付金の貸付けが決定されたもの

二 港湾整備促進法（昭和二十八年法律第七十号）第六条の規定による国土交通大臣の資金の融通のあつ旋がなされたもの（準用規定）

第十六条 第一条から第七条まで（第三条第二号及び第三号を除く。）及び第十五条の規定は、国において行う埋立てについて準用する。この場合において、第七条及び別記様式第三中「許可」とあり、別記様式第一及び別記様式第三中「免許」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

2 この省令の規定は、法第五十条の永久的設備の築造について準用する。
（権限の委任）

第十七条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げる埋立てに係るもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

- 一 令第三十二条第一号に規定する埋立てのうち、同号に規定する甲号港湾に係るもの
- 二 令第三十二条第一号に規定する埋立てのうち、同号に規定する乙号港湾に係るものであつて、埋立区域の面積が四十ヘクタール以上のもの
- 三 埋立区域の面積が五十ヘクタールを超える埋立て
- 四 二以上の地方整備局の管轄区域にわたる埋立て

附 則

この省令は、公有水面埋立法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十四号）の施行の日（昭和四十九年三月十九日）から施行する。

附 則（平成七年六月一日運輸省・建設省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の公有水面埋立法施行規則に規定する様式による書類は、平成七年六月三十日までの間は、これを使用することができる。

附 則（平成十一年三月九日運輸省・建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年二月二九日運輸省・建設省令第四号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年一月二四日運輸省・建設省令第一三号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十三年三月一五日国土交通省令第三七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年六月二〇日国土交通省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一月一三日国土交通省令第九四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十二月十五日）から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日国土交通省令第四二二号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年一月三〇日国土交通省令第六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二七年七月一五日国土交通省令第五三三号）

この省令は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年七月十六日）から施行する。

附 則（平成二九年六月一五日国土交通省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年三月三一日国土交通省令第三九号）

この省令は、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

別記様式第一 (平7 運建令4・平11 運建令3・令2 国交令98・一部改正)

(A 4)

公 有 水 面 埋 立 免 許 願 書	
	年 月 日
殿	
出願人	住 所
	職 業
	氏 名
公有水面埋立法第2条第1項の公有水面埋立ての免許を受けたいので、 下記により、出願します。	
記	
1	埋立区域
(1)	位 置
(2)	区 域
(3)	面 積
2	埋立てに関する工事の施行区域
(1)	位 置
(2)	区 域
(3)	面 積
3	埋立地の用途
4	設計の概要
(1)	埋立地の地盤の高さ
(2)	護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造
(3)	埋立てに関する工事の施行方法
(4)	公共施設の配置及び規模の概要
5	埋立てに関する工事の施行に要する期間
6	添付図書の目録

備考

- 「住所
職業
氏名」
- 1 は、出願人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の住所及び氏名を記載し、法人を設立しようとする発起人等にあつては、その旨を付記すること。
- 2 「埋立てに関する工事の施行区域」を4により、2以上の区域に分割する場合にあつては、それぞれの区域の面積を記載すること。
- 3 「埋立地の用途」については、用途が2以上である場合にあつては、それぞれの用途に係る埋立地の配置及び規模の概要を記載すること。
- 4 「埋立てに関する工事の施行に要する期間」については、埋立てに関する工事の着手及び竣工^{しゅん}に関し法第13条の指定を受けようとする場合にあつては、その期間及び事由を記載すること。この場合において、埋立てに関する工事の施行区域^{しゅん}を2以上の区域に分割し、それぞれの区域について異なる法第13条の竣工^{しゅん}期間の指定を受けようとするときは、その旨及び事由を記載すること。

別記様式第二 (平7 運建令4・一部改正)

処 分 計 画 書

(A 4)

区 番 号	面積	譲渡、賃貸 等の別	処分の相手方の 選定の方法又は 処分の相手方	処分の予 定時期	予定対 価の額	備 考

備考

- 1 この書面には、区画割図を添付し、「区画番号」欄は、これと照合できるように記載すること。
- 2 「処分の相手方の選定の方法又は処分の相手方」欄は、処分の相手方が特定していない場合にあつては、資格要件、公募方法（公募以外の方法によるときは、その理由及び方法）及び選定方法を、処分の相手方が特定している場合にあつては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名並びに処分の相手方を特定した理由を記載すること。
- 3 「予定対価の額」欄は、1 平方メートル当たりについて記載し、その算定の基礎を示す資料を添付すること。
- 4 区画番号、面積及び予定対価の額以外の事項が同一であり、かつ、面積及び予定対価の額がほぼ同一である場合にあつては、一括して記載してよい。この場合において、「面積」欄には、平均面積、最大面積及び最小面積を、「予定対価の額」欄には、平均価額、最高価額及び最低価額を記載すること。

別記様式第三 (平7 運建令4・平11 運建令3・令2 国交令98・一部改正)

(A 4)

殿 申請者 住 所 氏 名	年 月 日 埋立区域縮少 埋立地用途変更 設計概要変更 工事着手・竣功期間伸長 許可申請書 公有水面埋立法第13条ノ2 第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。 記 1 埋立区域縮少 埋立地用途変更 設計概要変更 工事着手・竣功期間伸長 の内容 2 埋立区域縮少 埋立地用途変更 設計概要変更 工事着手・竣功期間伸長 の理由 3 埋立ての免許の年月日及び番号 4 添付図書の目録
-------------------------	--

備考

- 1 「住所
氏名」は、申請者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 「埋立区域縮少
埋立地用途変更
設計概要変更
工事着手・竣功期間伸長」の内容は、埋立区域縮少許可申請書にあ

つては縮少前及び縮少後の埋立区域の位置、区域及び面積を、埋立地用途変更許可申請書にあっては用途の変更に係る埋立地の区域及び面積並びに当該変更の内容（用途が2以上である場合にあっては、変更前及び変更後のそれぞれの用途に係る埋立地の配置及び規模の概要）を、設計概要変更許可申請書にあっては当該変更の内容を、工事着手・竣功期間伸長許可申請書にあっては当該伸長の内容を記載すること。

別記様式第四 (平7 運建令4・平11 運建令3・令2 国交令98・一部改正)

(A 4)

埋 立 権 譲 渡 許 可 申 請 書	
	年 月 日
殿	
申請者	譲渡人
	住 所
	職 業
	氏 名
	譲受人
	住 所
	職 業
	氏 名
公有水面埋立法第16条第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。 記 1 譲渡価額 2 譲渡の予定期日 3 譲渡の理由 4 譲渡の時までの埋立てに関する工事に要した費用の額 5 譲渡後の埋立てに関する工事に要する費用の額及びそれに充てる資金の調達方法 6 埋立ての免許の年月日及び番号 7 添付書類の目録	

備考

「住所
職業
氏名」は、申請者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の住所及び氏名を記載し、法人を設立しようとする発起人等にあつては、その旨を付記すること。

別記様式第五 (平7 運建令4・平11 運建令3・令2 国交令98・一部改正)

(A 4)

埋 立 権 承 継 届 出 書

年 月 日

殿

届出者 住 所

職 業

氏 名

公有水面埋立法第20条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 被承継人 住 所

職 業

氏 名

2 承継の年月日

3 承継に関する事実

4 埋立ての免許の年月日及び番号

5 添付書類の目録

備考

「住所
職業
氏名」は、届出者又は被承継人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の住所及び氏名を記載し、法人を設立しようとする発起人等にあつては、その旨を付記すること。

別記様式第六 (平7 運建令4・平11 運建令3・令2 国交令98・一部改正)

(A 4)

^{しゅん} 竣 功 認 可 申 請 書	
年 月 日	
殿	
申請者 住 所	
氏 名	
公有水面埋立法第22条第1項の ^{しゅん} 竣功認可を受けたいので、下記により、 申請します。	
記	
1	埋立区域の面積
2	埋立ての免許の年月日及び番号
3	添付図面の目録

備考

- 「住所
氏名」は、申請者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 「埋立区域の面積」は、埋立てに関する工事の施行区域を2以上の区域に分割した場合にあつては、当該区域及びその面積を記載すること。

別記様式第七 (平7 運建令4・平11 運建令3・平12 運建令4・令2 国交令98・一部改正)

(A 4)

工 作 物 設 置 許 可 申 請 書

年 月 日

殿

申請者 住 所

氏 名

公有水面埋立法第23条第1項ただし書の許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

- 1 工作物の名称又は種類
- 2 工作物の規模、数量及び用途
- 3 工作物の設置に係る工事の実施方法
- 4 工作物の設置に係る工事の期間
- 5 工作物の設置に係る埋立地の区域及び面積
- 6 工作物の設置期間
- 7 工作物を設置しようとする理由
- 8 埋立ての免許の年月日及び番号
- 9 添付図面の目録

備考

「住所
氏名」は、申請者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第八 (平7 運建令4・平11 運建令3・令2 国交令98・一部改正)

(A 4)

埋立地に関する権利 {移転 設定} 許可申請書	
年 月 日	
殿	
申請者	権利を {移転 設定} しようとする者
住 所	
氏 名	
権利の {移転 設定}	の相手方
住 所	
氏 名	
公有水面埋立法第27条第1項の許可を受けたいので、下記により、申請 します。	
記	
1	権利の {移転 設定} に係る埋立地の区域及び面積
2	{移転 設定} しようとする権利の種別
3	権利の {移転の予定期日} {設定の予定期間}
4	権利の {移転 設定} の理由
5	権利の {移転 設定} の対価の額及びその算出の基礎
6	権利の {移転 設定} の相手方の選考方法
7	権利の {移転 設定} 後の埋立地の利用方法
8	埋立ての免許の年月日及び番号
9	添付図書の目録

備考

「住所
氏名」は、申請者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第九 (平7 運建令4・平11 運建令3・令2 国交令98・一部改正)

(A 4)

用 途 変 更 許 可 申 請 書	
殿	年 月 日
申請者 住 所 氏 名	
公有水面埋立法第29条第1項の許可を受けたいので、下記により、申請 します。	
記	
1	用途変更に係る埋立地の区域及び面積
2	用途変更の内容
3	用途変更の理由
4	埋立ての免許の年月日及び番号
5	添付図面の目録

備考

- 1 「住所
氏名」は、申請者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「用途変更の内容」については、用途が2以上である場合にあつては、
変更前及び変更後のそれぞれの用途に係る埋立地の配置及び規模の概要を
記載すること。